

敦賀 鉄道と港の歴史キャラクター 使用上の遵守事項

- (1) 敦賀市及び鉄道と港の歴史キャラクター（以下、「歴史キャラクター」という。）等の品位を傷つけないこと。
- (2) 敦賀市が行う事業及び関連する事業等の推進に支障をきたすような使用を行わないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 特定の個人、法人、政党又は宗教団体の活動等を支援又は公認しているような誤解を与えないこと。
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと。
- (6) 使用許可を受けた目的及び用途等にのみ使用すること。
- (7) 定められた色、形状等を改造しないこと。
- (8) 「敦賀 鉄道と港歴史キャラクター」との表記を付すこと。ただし、表記を付すことにより、使用に著しく支障をきたす場合など申請の際に表記を要しないことの確認を受けた場合はこの限りではない。
- (9) 商品等で使用する場合は、年度ごとに使用状況報告書（様式第3号）を市長に提出すること。
- (10) 歴史キャラクター又は歴史キャラクターを使用した物品並びに使用許可の権利を譲渡、転貸等をしないこと。
- (12) 物品等の完成品については、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (13) 歴史キャラクターの使用等によって、市に損害を与えた場合は、その賠償を請求すること。